

銚田市農地賃借料情報

平成21年の農地法改正以降、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地の賃借料の情報を提供しています。

令和5年1月から令和5年12月までに、農用地利用計画に基づき設定された賃貸借における賃借料水準金額（10aあたり1年間）は、下記のとおりです。

令和6年3月

銚田市農業委員会

農地賃借料水準（10aあたり）

（単位：円）

区分	平均額 ^(注1)	最高額	最低額	データ数 ^(注2)	備考
田	11,000	20,000	10,000	37	
畑	12,000	45,000	5,000	287	

（注1）・・・「平均額」は算出結果を四捨五入し、1000円単位としています。

（注2）・・・データ数は、集計に用いた筆数です。

使用貸借（無償）や特殊な取引は集計対象から除いています。

※ 賃借料は目安であり、契約にあたっては地域の特性や諸条件等を十分考慮し、当事者間で協議のうえ決定してください。

農地の貸し借りの制度が変更になります！

農地の貸し借りは、これまで農地法による貸し借りのほか農用地利用集積（農業経営基盤強化促進法）によるものがありました。令和7年4月より、下記の通りになります。

○農地法の許可によるもの

○中間管理事業によるもの

※改正農業経営基盤強化促進法(令和5年4月施行)において法定化された「地域計画」に基づき、農地の貸し借りは中間管理事業に一本化されます。

※令和6年度までは、現行制度の経過措置があります。